

平成 27 年度から適用される主な税制改正

住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充

市県民税の住宅ローン控除について、対象期間(現行:平成 25 年 12 月 31 日まで)が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長されました。さらにその期間のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに居住を開始した方については、控除限度額を 97,500 円から 136,500 円に拡大されます。

	居住年月日	控除限度額
改正前	平成 25 年 12 月 31 日まで	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円)
改正後	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円)
	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高 136,500 円)

※市県民税の住宅ローン控除は、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、上記控除限度額の範囲内で市県民税から控除するものです。

※平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの金額は、消費税率が 8%または 10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の 5%(最高 97,500 円)です。

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る 10%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る 10%軽減税率(所得税 7%、市県民税 3%)の特例措置が平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以降は 20%(所得税 15%、市県民税 5%)の税率となります。

※平成 25 年から平成 49 年までは所得税に復興特別所得税(平成 25 年分 0.147%、平成 26 年分以降 0.315%)が併せて徴収されます。

※詳しくは [国税庁ホームページ\(外部サイト\)](#) をご確認ください。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)の創設

20 歳以上(口座開設の年の 1 月 1 日現在)の居住者等を対象として、平成 26 年から平成 35 年までの間に、年間 100 万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から最長 5 年間非課税となります。

※詳細は [国税庁ホームページ\(外部サイト\)](#) をご確認ください。